
令和元年度 第3回岩手県大規模事業評価専門委員会

日 時 令和元年8月26日(月) 13:30～15:30

場 所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

次 第

1 開 会

2 挨拶

加藤専門委員長

3 議 事

(1) 大規模施設整備事業の事前評価について<継続審議>

・盛岡南公園野球場(仮称)整備事業(盛岡市)

(2) 大規模公共事業の再評価について<継続審議>

・一級河川馬淵川広域河川改修事業(二戸市、八幡平市、一戸町)

(3) 大規模公共事業の事後評価について<報告>

・小本港港湾改修事業(岩泉町)

4 その他

5 閉 会

岩手県大規模事業評価専門委員会委員名簿(五十音順)

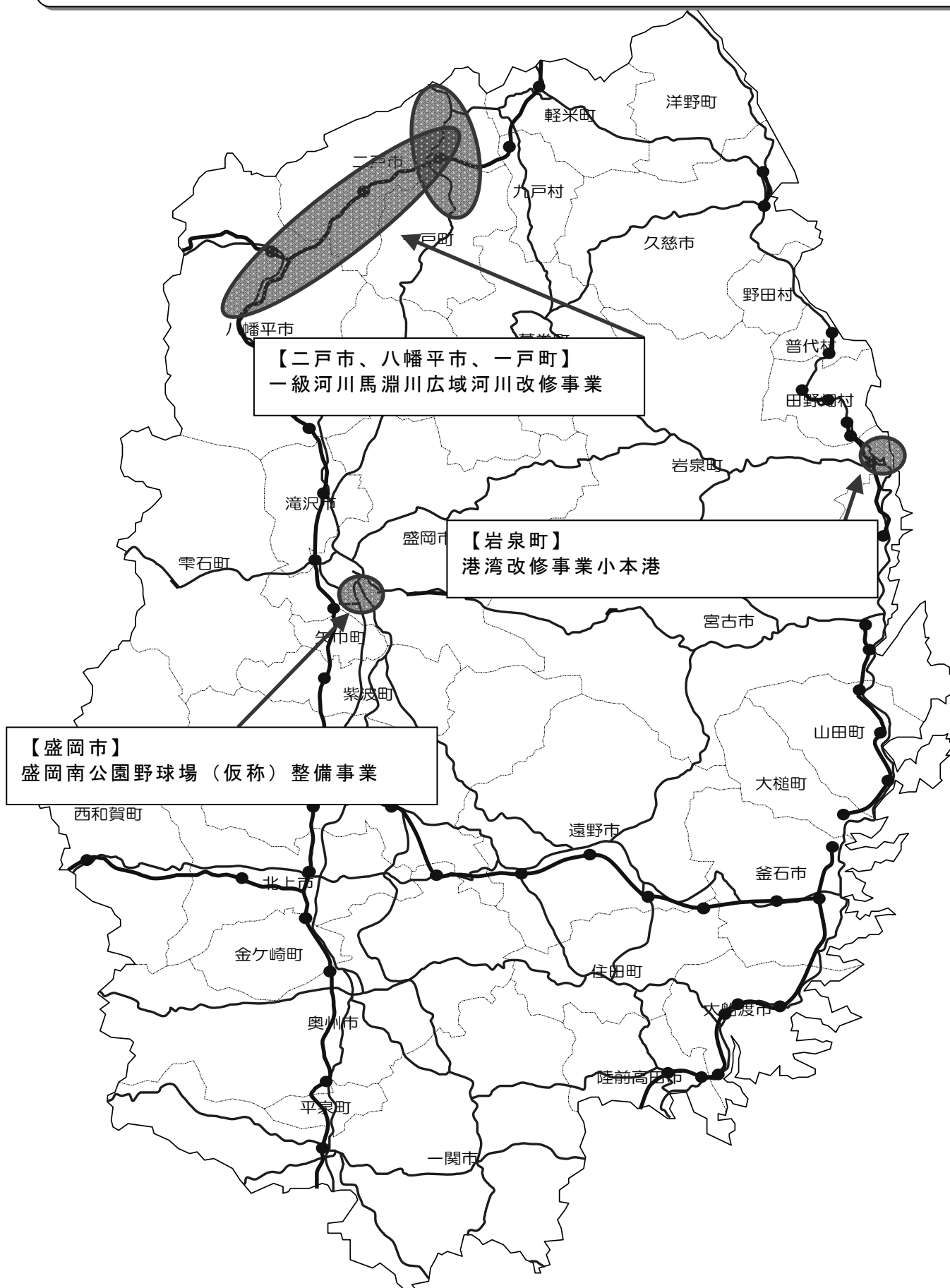
氏 名	職	専門分野	備 考
秋 山 信 愛	税理士法人秋山会計事務所 所長 公認会計士・税理士	企業会計	
加 藤 徹	宮城大学 名誉教授	農業土木 農村計画	
狩 野 徹	岩手県立大学社会福祉学部 教授	都市計画 建築計画	
河 野 達 仁	東北大学大学院情報科学研究科 教授	費用便益分析 交通・都市計画	
越 谷 信	岩手大学理工学部 教授	地質学	
島 田 直 明	岩手県立大学総合政策学部 准教授	植生学 環境生態学	
竹 内 貴 弘	八戸工業大学大学院工学研究科 教授	海洋工学 水工学	欠席
松 山 梨 香 子	一般財団法人岩手県建築住宅センター 一級建築士	建築	

(敬称略)

令和元年度第3回大規模事業評価専門委員会
配付資料一覧

- 資料 No. 1 大規模事業評価地区位置図
 - 資料 No. 2 大規模事業評価専門委員会における審議概要について
 - 資料 No. 3 大規模事業評価についての県民意見募集の実施結果
 - 資料 No. 4 再評価補足説明資料 一級河川馬淵川広域河川改修事業
 - 資料 No. 5 小本港港湾改修事業 事後評価調書
-
- 参考資料 大規模事業評価に係る答申（案）の検討について

大規模事業評価地区 位置図



大規模事業評価専門委員会における審議概要

➤ 審議対象（事前評価 1 件、再評価 1 件）

- ・盛岡南公園野球場（仮称）整備事業（盛岡市）
- ・一級河川馬淵川広域河川改修事業（二戸市・八幡平市・一戸町）

➤ 審議状況

諮問審議 令和元年 6 月 11 日 第 1 回大規模事業評価専門委員会

現地調査 令和元年 7 月 29 日 第 2 回大規模事業評価専門委員会（盛岡市、八幡平市）

➤ 主な質疑等の概要及び審議論点

（1）盛岡南公園野球場（仮称）整備事業（盛岡市）

第 1 回委員会質疑等の概要	
専門委員からの主な質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 現在の県営及び盛岡市営野球場の取扱いはどうなるのか。	（スポーツ振興課） 新球場が供用開始するまでは存続させるが、その後については、現時点では確定していない。予定している起債の条件が、2 施設を 1 施設に集約した上で、供用開始後 5 年以内に廃止することが条件となっていることから同起債を財源とする場合は廃止することになる。仮に現球場を残すこととなれば適切に維持管理を行う。
② 野球場が 2 施設から 1 施設へ統合となる計画であるが、現野球場利用者の利用調整はするのか。	（スポーツ振興課） 新野球場のグラウンドは人工芝で整備することとしており、施設利用可能な期間は現野球場より延びることが予想される。そのため、現在の県営及び盛岡市営野球場で開催する大会は新野球場においても開催可能であると想定しているが、利用調整が必要となった場合には、代替施設に振替するなどの対応も考えている。
③ 維持管理費の内訳はどうなる予定か。また、収支計画の内訳はどうなっているのか。	（スポーツ振興課） 維持管理費の内訳は、施設職員の人件費、設備管理費、光熱費などであり、施設利用料金などの収入と維持管理費などの支出との差額は県と盛岡市から指定管理料として事業者へ支払うこととしている。

④	屋内練習場はどのようなスポーツなどに対応するのか。また、施設の高さの上限を示さないと事業者は迷うのではないのか。	(スポーツ振興課) 野球以外では、フットサル、ゲートボール、幼稚園の運動会などの利用が想定される。 屋内練習場の高さの上限値は設定していないが、盛岡市の景観条例に抵触しないよう事業者から提案いただくこととしている。
⑤	希少野生動植物調査の実施予定について説明すること。	(スポーツ振興課) 第2回以降の委員会で説明する。

第2回委員会質疑等の概要		
専門委員からの主な質疑等		事業担当課等の対応 (回答)
①	<p>第1回委員会からの継続審議 希少野生動植物調査の実施予定について説明すること。</p> <p>意見 希少野生動植物調査に当たり、水生植物などは夏が調査の適期であることを考慮の上、実施を検討願いたい。</p>	(スポーツ振興課) 希少野生動植物調査の実施に向け検討を進めている。 意見への回答 御意見を参考に検討を進める。
②	希少野生動植物調査を行うことを検討しているとのことだが、現在の貯水池に希少野生動植物が発見された場合はどうするのか。	(スポーツ振興課) 現在の貯水池は公園敷地内の雨水処理を行うため、平成7年に整備したもの。 現在、事業者募集に当たり、貯水池の機能を確保した計画を求めているところであり、希少野生動植物が発見された場合は、事業者が決定次第、希少野生動植物への配慮について、盛岡市及び事業者と協議を進めたい。
③	野球場の配置計画は確定しているのか。周辺の風景が見えなくなるのではないのか。	(スポーツ振興課) 配置計画は、施設(野球場、屋内練習場)と各種動線を機能的に計画し、近隣住宅への配慮するとともに、本塁の位置を事業計画地の北東から北西までの間に配置することを条件として提示している。 また、事業者には、盛岡市景観条例等を遵守することとしていることから景観に配慮した計画となる。
④	駐車場は1,000台を想定しているようだが、少ないことはないか。	(スポーツ振興課) プロ野球の開催など多くの来場者が見込まれる際は、盛岡市中央卸売市場の駐車場などを臨時駐車場として活用することや主催者等と協議して臨時バスを運行することなどを検討している。

(2) 一級河川馬淵川広域河川改修事業（二戸市・八幡平市・一戸町）

第1回委員会の質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 既往最大洪水量は何年確率となっているか、また、既往最大洪水量を基にした整備で十分なのか。	（河川課） 1/20～1/30 を想定している。他の工区と比較しても同程度かそれ以上であり、対応できると考える。また、今回のハード整備と一体的にソフト対策を実施することとしている。
② 具体的なソフト対策とはどのようなものか。	（河川課） 河川情報システムを整備し、県民が水位などの情報を入手出来るようにしている。また、馬淵川及び安比川は水位周知河川にしており、危険水位となった場合、市町村と情報共有を図り、避難や水防活動を促すようにしている。更には、1,000年に一度の大雨を想定した浸水区域を県で設定し、それに基づいて市町村がハザードマップを今後作成する。
③ 馬淵川沿いに二戸地域特有の景観が形成されているが、工事に当たって配慮しているか。景観を維持するため、有識者から意見を聞くなどしていただきたい。	（河川課） 現地の状況（川の状況、家屋の状況）に応じ景観に配慮した設計をしている。委員の御意見については今後検討していきたい。
④ 自然環境配慮の具体的対策について説明をすること。	（河川課） 第2回以降の委員会で説明する。
⑤ 事業対象区間毎にB/Cを算出して評価について説明すること。	（河川課） 第2回以降の委員会で説明する。

第2回委員会質疑等の概要	
専門委員からの主な質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 第1回委員会からの継続審議 自然環境配慮の具体的対策について説明をすること。 再質問 希少野生動植物調査はいつ実施したのか。 意見 希少野生動植物によっては環境配慮が難しい生物も居ることから、十分に配慮願いたい。	（河川課） 産卵・生息環境の保全、同様な環境の場所への移植、生息地の保全・改変面積の最小化、施工時の騒音、振動の抑制など工事着手前に有識者の意見を聞きながら環境へ配慮する予定である。 再質問への回答 平成26, 27年度に実施した。 意見への回答 十分に注意したい。

②	<p>第1回委員会からの継続審議 事業対象区間毎にB/Cを算出して評価について説明すること。</p> <p>意見 区間毎のB/Cの算定結果を次回委員会で説明すること。</p>	<p>(河川課) 河川整備は、公平性や効率性の観点を踏まえ、上下流、左右岸のバランス等を総合的に検討して行うものである。</p> <p>意見への回答 <u>次回委員会で説明する。</u></p>
③	<p>河川沿いは農地であることから築堤盛土ではなく、遊水地にする計画にした方がよいのではないか。</p>	<p>(河川課) 地域の土地利用計画を聞きながら計画したものであり、この区域は遊水地の計画とはならなかった。</p>

※ゴシック部分が継続審議となったものである。

大規模事業評価についての県民意見募集の実施結果

1 意見募集の実施状況

(1) 意見募集を行った事業

盛岡南公園野球場（仮称）整備事業【事前評価】

一級河川馬淵川広域河川改修事業【再評価】

(2) 意見の募集期間

令和元年6月14日（金）～令和元年7月16日（火）

(3) 公表方法

◆行政情報センター、行政情報サブセンター等への資料配架

◆県公式ホームページへの資料等掲載

◆報道機関への発表

◆県広聴広報課ツイッター

◆二戸市、八幡平市、一戸町広報

(4) 意見の募集方法

郵送（持参含む）、ファクシミリ、電子メールによる意見提出

2 意見の提出状況

(1) 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業【事前評価】

郵便	ファクシミリ	電子メール	意見提出件数
2	0	0	26

(2) 一級河川馬淵川広域河川改修事業【再評価】

郵便	ファクシミリ	電子メール	意見提出件数
1	0	0	1

意見検討結果一覧表 (案)

(案名：大規模施設整備事業事前評価についての意見募集
対象事業：盛岡南公園野球場 (仮称) 整備事業)

番号	意見	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
1	今後発生が予想される北上川低地西縁断層帯における内陸直下の巨大地震に際して、盛岡とその周辺の地域住民を収容する避難所としての機能を十二分に備えるべきと考えます。食糧・水・寝具等、住民のニーズに対応できる収容施設としての機能を持たせるべきです。そうであれば、年間に数えるほどしか無いスポーツイベントのみに使用するのでは、多額の公費を投じる価値が存在しないのではないだろうか。	2019年4月に策定、公表した盛岡南公園野球場 (仮称) 整備事業整備基本計画 (以下、「整備基本計画」という。) において、災害時の対応として、備蓄や救援物資の拠点、緊急避難場所と地域の安全安心の機能を整備することを掲げています。	C (趣旨同一)
2	事前評価への意見を求めるのであれば、県の事前評価の際、参考とした資料の概要程度は示すべきではないか。	大規模事業評価専門委員会 (以下、「専門委員会」という。) に対しては、事前評価調書のほか、整備基本計画を提示の上、説明しているところです。 なお、資料については、県のホームページにおいて公表しております。	F (その他)
3	盛岡市景観計画の『田園・丘陵計画地域』に整備される施設とのことであるが、市の計画による球場や屋内練習場の規模、色彩などに全く影響はないのか、関係項目を明示し、影響のない旨を明記すべきではないか。	2019年4月に事業者募集のため公表した「盛岡南公園野球場 (仮称) 整備事業要求水準書」(以下、「要求水準書」という。) において、事業者が本事業を実施するにあたり遵守すべき法令等に、盛岡市景観条例等を規定していることから、本事業は盛岡市景観計画等に沿って、実施されるものです。	C (趣旨同一)

4	<p>県・市が単独で整備するより、経費の圧縮、有利な起債等、財政面でのメリットばかりを強調し、一見優良事業のように見えるが、整備から5年以内に既設施設の取り壊しが条件であり、規模や施設の老朽化はともかく2球場が結局1球場になり、利用者の利便性は、本当に高まるのか、特に一般市民・県民の利用に問題はないか。取り壊しの費用負担、跡地の利用計画など、デメリットの検討、情報提供は適切なのか、このような内容は事前評価の対象外なのか。</p> <p>また、この施設の肝心な施設内容や周辺道路の整備、周辺を含む、広い視野による盛岡のまちづくりに対する考え方など、本来重視すべき内容がおろそかにされているのではないか、事前評価の会議ではどのように説明し、妥当と判断されたのか。</p>	<p>既存の県営と市営それぞれの野球場を利用してきた硬式、軟式の各野球団体の利用について考慮するとともに、盛岡南公園野球場(仮称)(以下、「新野球場」という。)の整備後においても、県と市が保有する他の野球場利用が可能な既存施設について、利用者の利便性を確保するよう努めていくこととしています。</p> <p>また、新野球場の整備に当たっては、起債、又は民間資金調達の場合と比較し、事業実施上有利な組み合わせにより資金調達を行うこととしていることから、活用する起債によつては、既存の県営野球場及び市営野球場を新野球場の供用開始後5年以内に廃止することが要件ともなりますので、その財源活用の状況を踏まえ、既存施設については、今後改めて検討していくこととしています。</p> <p>なお、当該事業の費用対効果については、既存施設の状況も踏まえ、国のマニユアルに基づき算出し、基本設計後の事前評価の時に示すこととしております。</p> <p>また、施設周辺道路の一部については、要求水準書において、観客等の利便性の向上や安全性の確保等を目的に整備するほか、県としては、渋滞緩和などが期待される新たな道路の事業化に向け、盛岡市と連携し国に働きかけていくこととしています。</p> <p>これらの説明を行い、評価結果は「事業実施」とされたところですので。</p>	F (その他)
5	<p>新球場の整備だけが事前評価なのか。大規模事業である新球場の整備事業の裏には、前述のような後始末も関係すると思われるが、事前評価の段階でこれらを除外している事前評価は事業実施のための理屈付けなのか。この事業の全体像をきちんと説明すべきであり、施設整備だけを整理した、事前評価自体、問題はないのか。</p>	<p>新野球場の整備に当たっては、起債、又は民間資金調達の条件と比較し、事業実施上有利な組み合わせにより資金調達を行うこととしていることから、活用する起債によつては、既存の県営野球場及び市営野球場を新野球場の供用開始後5年以内に廃止することが要件ともなりますので、その財源活用の状況を踏まえ、既存施設については、今後改めて検討していきます。</p> <p>なお、当該事業の費用対効果については、既存施設の状況も踏まえ、国のマニユアルに基づき算出し、基本設計後の事前評価の時に示すこととしております。</p> <p>よつて、今回の事前評価については、問題ないものと捉えています。</p>	F (その他)

6	<p>屋内練習場はフットサルなどの野球以外のスポーツでも利用可能としているが、それらの需要予測は行ったのか。判断材料としたと思われる市の調査の概要や県のデータなどを示すべきではないか。</p>	<p>屋内練習場については、現県営野球場屋内練習場や他県の類似施設の利用実績、関係競技団体の意見等を踏まえ、稼働率向上のために野球のみならず複数のスポーツが利用可能な形態としたところである。</p> <p>なお、これらの意見等は、2018年2月に盛岡市が公表した「盛岡南公園野球場（仮称）整備事業民間活力導入可能性調査業務報告書」（以下、「民間活力導入可能性調査」という。）及び県営野球場の利用実績は、2019年4月に盛岡市が公表した要求水準書にデータ等が掲載されています。</p>	F（その他）
7	<p>現施設は、地域活性化、地域振興にどの程度貢献しているのか、それが新球場や屋内練習場により、どれだけ向上すると想定し、事前評価をされたのか、想定内容と数値を示すべきではないか。</p>	<p>現施設は、長年、野球関係者や県民に親しまれ、県や市のスポーツ振興を担う拠点施設として利用されてきた施設です。</p> <p>新球場については、人工芝で整備することにより、天然芝に比べ養生期間が不用となり、①春や秋の利用期間の延長が可能となること、②利用時間を早朝からナイターまで利用が可能となること、③別棟で整備する50m×50mの屋内練習場の利用が可能となること、④岩手飯岡駅や盛岡南インターチェンジが近く、広域からのアクセスが可能となること等を踏まえ、施設年間利用者数を2017年度14万人から、供用開始の2023年度には15万1千人とする目標値を設定したところである。</p> <p>また、2024年度以降においても、高規格な施設が整備されることにより大規模な大会やスポーツイベント、合宿等の誘致が進み、更なる利用者増を図られ、地域活性化にも繋がっていくものと捉え、事前評価において、妥当である判断しました。</p>	F（その他）

8	<p>施設が整備される盛岡南公園は、都市公園の種別で総合公園とされている。県の公園ではないが、総合公園の大部分が球技場、野球場、2か所の駐車場となり、総合公園として施設内容が大変貧弱で運動公園のような内容ではないか。都市計画を指導する立場の県として、公園の土地利用として妥当と判断しているのか。施設の事前評価ばかりで、施設が整備される都市公園の施設内容を評価の対象とはしない理由は何か。ただ単に用地取得費が不要な公園敷地を使うという事業上のメリットからなのか。</p>	<p>盛岡南公園は、平成7年の都市計画決定において、野球場を整備する計画で大臣の認可を受けたものであります。また、今回の大規模事業評価では、県が盛岡市と共同で整備する新野球場が対象となります。</p>	F (その他)
9	<p>施設の概要及び規模の欄に、基本計画案では内野が人工芝とされていたが、事前評価の資料にはその記載がないが、このことは事前評価の対象ではないのか。また夜間照明設備を記載していない。このことも事前評価の対象ではないのか。さらに熱中対策にもなる内野席への屋根の設置は検討されているのか。</p>	<p>大規模事業評価専門委員会においては、事前評価調書のほかに、整備基本計画を配付し、グラウンドを人工芝とし、夜間照明を整備する計画も併せて説明したところです。なお、内野席への屋根の設置については要求水準書において、バックネット裏にスタンド屋根を設けることとしています。</p>	C (趣旨同一)
10	<p>収容人数も20,000人と増やしたが、比較対象とした類似施設に比較し、小規模である。プロ野球を本気で考えるなら、本当にこの程度の規模でいいのか。</p>	<p>新野球場の収容人数2万人規模は、これまでの県営野球場におけるプロ野球開催時の観客数や全国のプロ野球が開催される地方球場の収容人数の規模などから、平均的な収容人数としました。なお、2017年度に盛岡市が実施した民間活力導入可能性調査において、プロ野球球団からは、収容人数について意見を伺っており、「プロ野球開催に当たっては2万人規模で支障がない。」という意見をいただいております。</p>	F (その他)
11	<p>現在の県営でさえ、内野で12,462席、外野で12,500席の計約25,000席とある。外野席は、内野と異なり『席』の記載がないが、今と同じ芝生席なのか。せめて外野も椅子席の設定を考えるべきではないか。</p>	<p>外野席は、現県営野球場の利用状況や他県の類似施設を参考に、芝生席の計画としております。</p>	F (その他)

12	<p>現在の球場もプロ公式戦が開催できる唯一の施設であり、新球場も同様の施設になると思われるが、それであればプロ野球の試合の誘致に少しでも有利なように、観客数の25,000人、外野席も椅子席にするなど周辺の県の球場とは差別化を考えるべきではないか。球団もボランティアではないので利益が少ないという球場では開催を積極的に検討するに当たらないと考えるがどうか。事前評価ではどのように判断されたのか。</p>	<p>新球場の収容人数2万人規模は、これまでの県営野球場におけるプロ野球開催時の観客数や全国のプロ野球が開催される地方球場の収容人数の規模などから、平均的な収容人数としました。</p> <p>また、外野席は、現県営野球場の利用状況や他県の類似施設を参考に、芝生席の計画としたところでは、</p> <p>なお、2017年度に盛岡市が実施した民間活力導入可能性調査において、プロ野球球団からは、収容人数について意見を伺っており、「プロ野球開催に当たっては2万人規模で支障がない。」という意見をいただいております。</p> <p>よって、今回の事前評価においても妥当と判断したところでは、</p>	F (その他)
13	<p>人工芝の施設は、県で唯一のものとなるが、その場合、この施設の最も利用頻度の高い高校野球において、地区大会等利用する機会が多い盛岡地区の高校と沿岸、県北、県南の高校のように、日常的に利用できない高校には、不利な状況となるのではないか。大都市では人工芝の球場が多いが、その数は多くない。</p> <p>高校野球の聖地である甲子園も天然芝の球場である。</p>	<p>新球場の利用については、全県的な利用を想定し、高校野球をはじめとした野球関係団体との利用調整会議等を通じ、適切な利用調整に努めていきます。</p>	D (参考)
14	<p>人工芝の場合は春の利用開始が1か月ほど早くはなると思われるが、その1か月利用期間が長くなることで、どれほどのメリットを想定するのか。</p>	<p>これまで県営野球場のグラウンドの利用期間は、4月下旬から11月上旬ですが、新野球場のグラウンドを人工芝とすることによって、降雪の影響がなければ冬期間の使用も可能となることから、メリットが大きいものと捉えています。</p>	F (その他)
15	<p>年に数試合もあればいいプロ野球や試合数の必ずしも多いとは言えない大学、都市対抗のために人工芝というのは如何なものか高校生のレベルに合わせるべきではないか。</p>	<p>積雪寒冷地の本県にとつては、土や天然芝に比べ、天候の影響が小さくグラウンドの利用期間が長期になること、施肥や防虫等の対策が必要なく維持・管理が容易なことなどのメリットを踏まえ人工芝を採用する計画としたところでは、</p> <p>また、岩手県高等学校野球連盟からは、他県で開催される東北大会等では人工芝グラウンドで試合が行なわれており、新球場整備では人工芝グラウンドとすることの要望を受けているところでは、</p>	F (その他)

16	<p>スパイクなどの用具など、負担を増やすだけではないか。今後の少子化や連合チームの増加も懸念される現在、利用するための条件を低くすることが、野球人口の継続にも資するのではないか。</p>	<p>整備基本計画の策定にあたっては、県内の野球関係団体からの意見や、土や天然芝に比べ天候の影響が小さくグラウンドの利用期間が長期になることなどのメリットを踏まえ人工芝を採用したところ です。</p>	F (その他)
17	<p>底辺を広げる意味でも、最も利用頻度の高い高校生のレベルに合わせるべきではないか。また人工芝は今後も新しい技術により、より性能の向上した製品が開発される可能性があり、また改修時の負担は相当な額になる。また膝など身体への影響が顕著であり、選手への負担が大きいのではないか。</p>	<p>新野球場は公認野球規則の基準を満たし、高校野球をはじめ、大学リーグ、社会人野球、プロ野球1軍公式戦にも対応できる規格と しています。 また、天然芝も一定の年数が経過すると人工芝と同様、張替が必要になり、これを踏まえた維持管理費の比較では天然芝に比べ人工芝が低コストとなると見込まれます。 さらに、人工芝の技術革新が進み、身体への負担も軽減されている状況にあります。</p>	F (その他)
18	<p>事業スケジュールに、周辺道路の整備が記載されていない。直接には、この事業評価の対象外なのだろうが、終点の施設の整備だけのスケジュールで完成後のアクセスは、この事前評価でどのように考慮されたのか。</p>	<p>建設予定地は、JR岩手飯岡駅から徒歩圏内であり、盛岡南ICからも近いことから、盛岡市以外に在住する県民にとってもアクセスが 良いと評価しているところ です。</p>	F (その他)
19	<p>最終ページの予定地選定の考え方に、公共交通機関や車でのアクセスに配慮されている、とあるが、現在のJRの本数や車両数で野球場利用者に対応できるのか、当該施設へのアクセス道路が未整備であるが、大量の車による渋滞の懸念はないのか。施設整備のための建設車両は現在の道路状況で大丈夫なのか。施設整備を先行してアクセス道路の整備を行うべきと考えるが、如何か。事前評価ではどのように検討されたのか。</p>	<p>プロ野球などの大規模イベント開催時には、他の事例と同様、臨時バス等により対応している状況であり、主催者等と協議を行いながら、増便等を検討することとしております。 また、渋滞対策については、盛岡市中央卸売市場など、周辺駐車場の臨時的活用を併せて検討してまいります。 また、施設整備のための建設車両の通行は、現在の道路状況で問題ないことを確認しています。 なお、施設周辺道路の一部については、要求水準書において、観客等の利便性の向上や安全性の確保等を目的に整備するほか、県としては、渋滞緩和などが期待される新たな道路の事業化に向け、盛岡市と連携し国に働きかけていくこととしています。 事前評価においては、これらのことを踏まえ検討を行ってきたところ です。</p>	F (その他)

20	20,000人規模の集客の施設で観覧車用駐車場は1,000台で十分と考えるのか、4人乗車でも4,000人。残りの16,000人を夜間のJR利用で対応可能と考えるのか。一体年にプロの試合を何試合、具体的に想定したものなのか。	プロ野球などの大規模イベント開催時には、施設内の駐車場のほか、盛岡市中央卸売市場など、周辺駐車場の臨時的活用や、バス、列車の増発等を検討していきます。 また、最近のプロ野球1軍公式戦の開催は年1、2試合程度で推移していますが、高規格な野球場が整備されることにより現状以上の試合数を見込めると想定しているところです。	F (その他)
21	プロの試合以外の日常の公園施設でサッカー場と野球場用の2か所の駐車場は、ただの何もない広場と思われれるが、そのことについて、事前評価の際にどのような考慮し、妥当と判断したのか。	要求水準書においては、新野球場の事業区域においてスポーツ振興の拠点としての機能を十分に発揮できるよう自主事業の積極的な展開を要求しているところであり、事前評価においては、今後、駐車場も含め様々な活用の提案を事業者に期待しているところです。	F (その他)
22	県の姿勢は、ただ単に新しい球場を整備することだけを目標とし、県は盛岡市のまちづくりに対して、どのように考えているのか、それは市の責任でかんがえることであるという姿勢なのか。	盛岡南公園は、平成7年の都市計画決定において、野球場を整備する計画で大臣の認可を受けたものであるとともに、今般の新野球場の整備は、盛岡市のまちづくり政策にあたる「盛岡市総合計画」に位置づけられています。 県においては、2019年3月に岩手県スポーツ推進計画を策定し、「地域を活性化させるスポーツの推進」を施策の柱として、新野球場を活用した大規模な大会やスポーツ・イベント等の開催など、盛岡市と連携し、スポーツを通じた地域活性化に取り組んでいきます。	F (その他)
23	選定理由にアクセスが良いとされているが、本当にそう言えるのか。周辺道路の整備、JRの本数は十分なのか。増発などについてJRと協議する余地はあるのか。	施設周辺道路の一部については、要求水準書において、観客等の利便性の向上や安全性の確保等を目的に整備するほか、県としては、渋滞緩和などが期待される新たな道路の事業化に向け、盛岡市と連携し国に働きかけていくこととしています。 また、プロ野球などの大規模イベント開催時には、施設内の駐車場のほか、盛岡市中央卸売市場など、周辺駐車場の臨時的活用や、バス、列車の増発等を検討していきます。	F (その他)
24	利用者への配慮として、駐車場、周辺道路からの歩行者専用道路を整備し、とあるが、ここで言う駐車場は公園外にも駐車場が整備されるということか。公園内の駐車場からの球場へのアクセスは、当然公園内の園路を利用するのであり、歩車分離は検討の対象外ではないか。広い公園内の駐車場内のことを指すのか。	駐車場は、公園内の整備を予定しています。また、関連施設の歩行者専用道路については、可能な限り歩車分離を図り、歩行者の安全確保に十分な対策を取ることとしております。	F (その他)

25	<p>大規模事業であれば、事前に周辺地域の自然環境は把握していないのか。このことも事前評価の際にどのような説明したのか、この意見募集の資料には示されないのか。</p> <p>環境アセスの対象ではないのか。市の公園整備の際の資料は整理されているのか。</p>	<p>事前評価調書を基に、盛岡南公園内は、岩手県自然環境保全指針による環境保全区分が「E」（自然環境が強度に改変され、あるいはほとんど欠くことにより、概ね人為的環境となっている地域）であると、専門委員会へ説明したところである。</p> <p>専門委員会において、希少動植物等の調査が必要との意見をいただいたことから、今後、調査の実施に向けて検討を進めていきます。</p> <p>環境アセスについては、今回の事業の開発面積が9.18haであり、岩手県環境評価条例の対象事業（第一種事業：100ha以上、第二種事業：50ha以上100ha未満）に該当しません。また、市の公園整備時においても、対象外となっています。</p>	F（その他）
26	<p>公共の考え方は、事業の効果を過大に設定する傾向があり、事業実施の妥当性、正当性を述べることが多いが、これからの時代を考えると、相当厳しい条件を設定し検討することが必要ではないかと思われるが、事前評価の際、事業効果などについて、どのように判断されたのか。</p>	<p>野球場の老朽化の課題を抱える県と盛岡市が共同で新野球場を整備することにより、それぞれ単独で整備する場合に比較して財政面でのメリットが大きいため、更に県内のスポーツ振興を支える拠点施設として、県民の利用をはじめ、スポーツ大会・イベント・合宿等の誘致にも資する施設となり、地域振興にも繋がるなどの効果もあり、事前評価において「事業実施」としたところである。</p> <p>なお、費用対効果については、国のマニュアルに基づき算出することとしており、基本設計後の事前評価の時に示すこととしております。</p>	F（その他）

「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分。

区分	内容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

意見検討結果一覧表

(案名：大規模施設整備事業再評価についての意見募集
対象事業：一級河川馬淵川広域河川改修事業)

番号	意見	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
1	<p>九戸城公園の周辺で「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されている箇所が存在し、住宅等が狭い区画に立ち並んでいる。洪水に際して、また集中豪雨時に深層崩壊する恐れがあるので、河川改修事業の中に組み入れて崩壊を防ぐべきと考える。</p>	<p>当該事業は、馬淵川においては、平成25年9月洪水と同等規模の洪水を安全に流下させ、家屋等の浸水被害を軽減することを目的としています。 ご意見の地域については、河川の流下能力が一定程度あることから、今回の整備区間の対象とはなっておりません。 また、河川改修事業により深層崩壊を防ぐ対応は困難と考えております。</p>	E (対応困難)

「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分。

区分	内容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの (計画等の案の内容に関する質問等)

再評価補足説明資料

一級河川馬淵川広域河川改修事業

令和元年8月26日
県土整備部 河川課

1 事業対象区間毎のB/Cの算出について

(1) 河川事業におけるB/Cの算出方法

○便益(B)

- ・直接被害防止便益
(家屋、家庭用品、事業所、農作物、公共土木施設等の被害額)
- ・間接被害防止便益
(事業所の営業停止被害、家屋の清掃等の応急対策費用等)

○コスト(C)

- ・治水施設完成までの総建設費
- ・施設完成後の維持管理費

1 事業対象区間毎のB/Cの算出について

(2) 各工区ごとのB/C

○算定条件

- ・便益の算定に当たっては、工区ごとに家屋や事業所、農作物等の資産の状況を精査

○試算結果

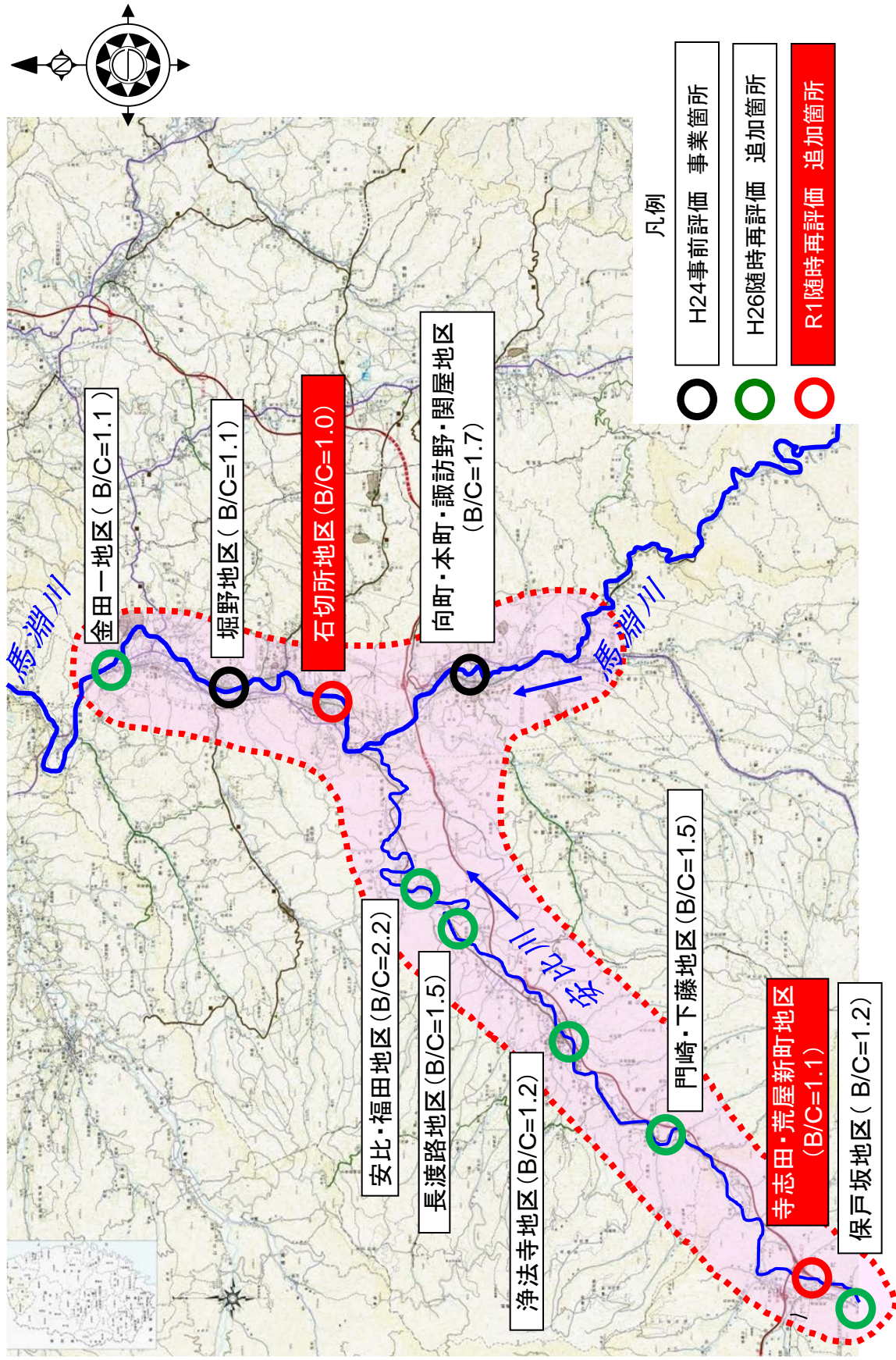
- ・すべての工区でB/Cは1を上回ることを確認

工区名	B/C
金田一工区	1.1
堀野工区	1.1
石切所工区	1.0
向町・本町・諏訪野・関屋工区	1.7
安比・福田工区	2.2

工区名	B/C
長渡呂工区	1.5
浄法寺工区	1.2
門崎・下藤工区	1.5
寺志田・荒屋新町工区	1.1
保戸坂工区	1.2

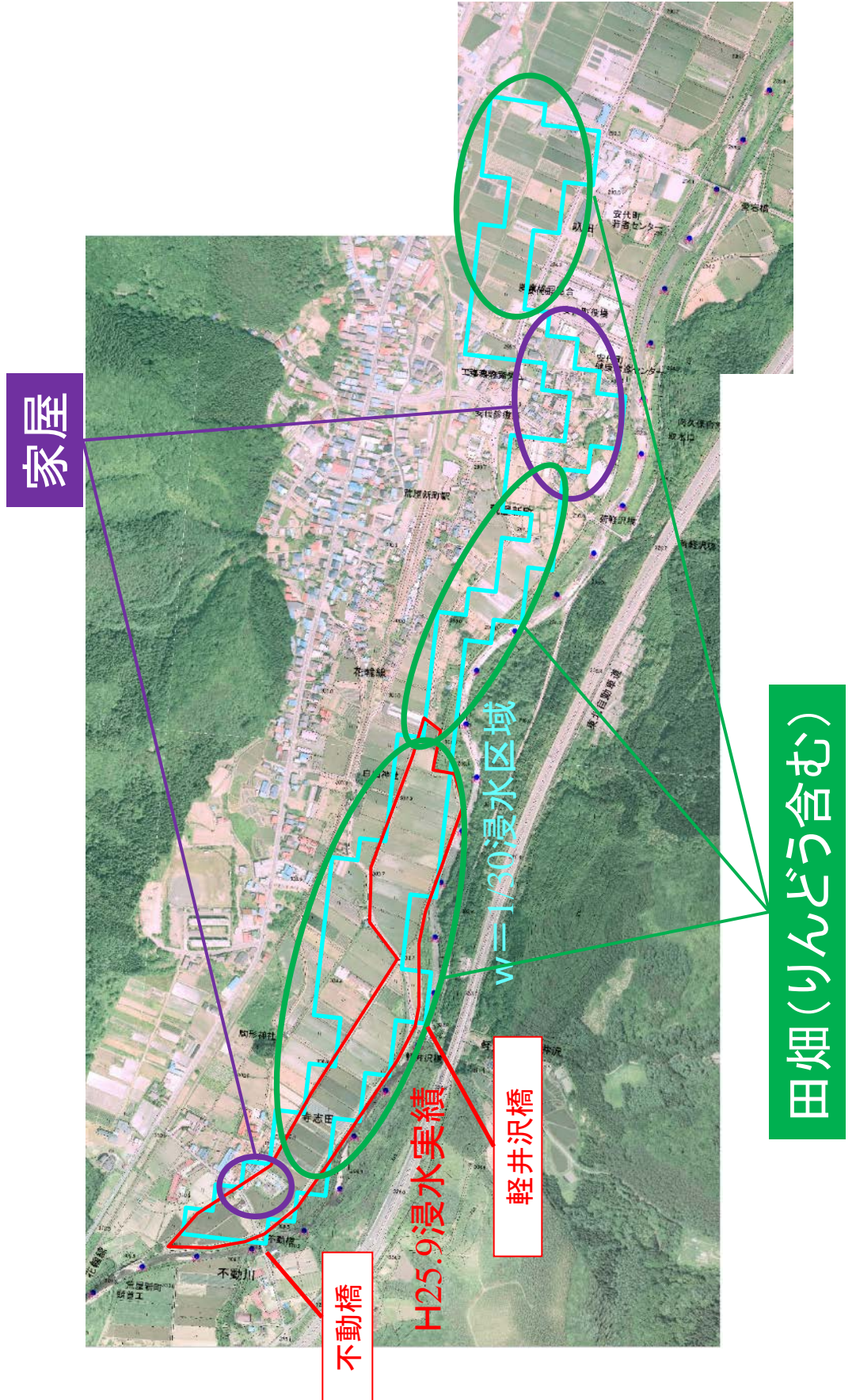
1 事業対象区間毎のB/Cの算出について

(2) 各工区ごとのB/C



1 事業対象区間毎のB/Cの算出について

【参考】寺志田・荒屋新町工区のB/C



1 事業対象区間毎のB/Cの算出について

【参考】寺志田・荒屋新町工区のB/C

単位:百万円

区分		今回試算
費用項目	建設費	184.9
	維持管理費	19.5
	総費用(C)	204.4
便益項目	被害軽減の便益	219.5
	残存価値	5.6
	総便益(B)	225.1
費用便益費(B/C)		1.1

【被害軽減便益の内訳】

一般資産	79.0百万円
農作物	6.6百万円
公共土木施設	131.7百万円
営業損失・応急対策	2.2百万円

事業名	港湾改修事業		(補助)・単独	担当部課名	県土整備部 港湾課	
路線名等	おもとこう 小本港	地区名	おもとはまわく 小本浜地区	市町村	岩泉町	

[事業根拠法令等 港湾法第34条]

(1) 事業目的

①解決すべきとした課題

岩泉町において産出される良質な硬質砂岩等の鉱産資源や林産資源の流通強化を図るため、物流拠点を整備する必要があった。

②整備によって得られるとした効果

小本港に港湾整備を進めることにより、地域における鉱山資源や林産資源等の物流拠点としての機能効果が発現されることを想定して事業を実施したものである。

(2) 事業内容

岸壁 (-5.5m) 延長 L=100m
 防波堤 延長 L=871m (防波堤(1)450m、防波堤(2)70m、防波堤(3)351m)
 護岸 (防波) 延長 L=285m

(3) 整備目標等

計画貨物量： 181千トン

(4) これまでの評価経緯

平成10年度：再評価時 (事業採択後10年経過し事業継続中) : 事業継続 (付帯意見なし)
 平成15年度：再々評価時 (事業継続後20年経過) : 事業継続 (付帯意見なし)
 平成20年度：再々々評価 (再々評価後5年経過) : 事業継続 (付帯意見なし)

事

業

概

事業着手	S59年	事業期間	S59 ~ H26 S59 ~ H27 S59 ~ H14	最終全体事業期間 (前回再評価時全体計画期間) (当初全体計画期間)	用地着手	-	工事着手	S59年
事業費 (百万円)	当初計画 総事業費 (S59) (うち用地費)	前回再評価時 総事業費 (H20) (うち用地費)	最終 総事業費 (H26) (うち用地費)		財 源			
	8,103.0 (-)	14,245.0 (-)	14,260.8 (-)		国庫	5,704.3		
					県	8,556.5		
					他			

要

事業概要図



整備効果の発現状況

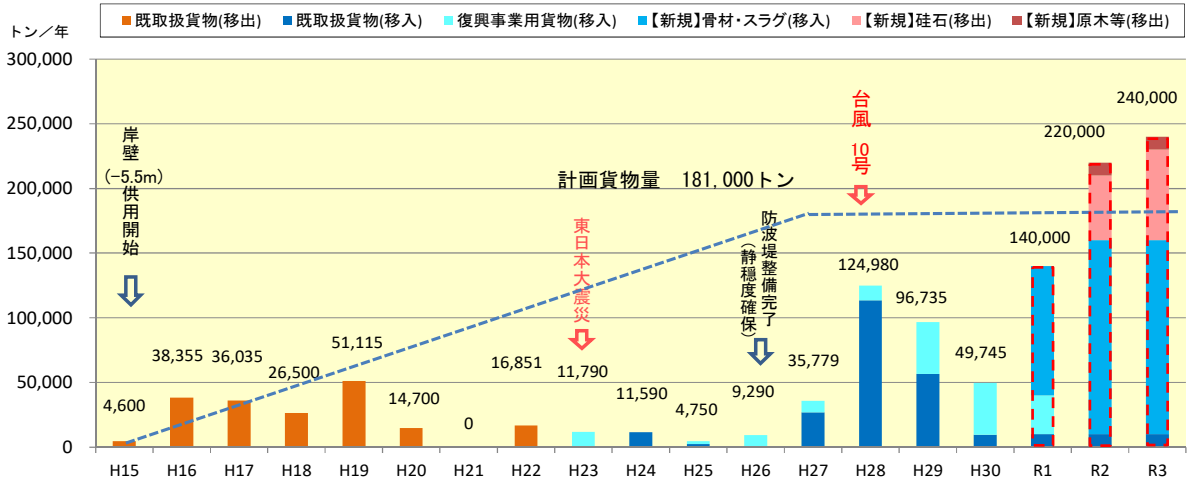
平成15年度の(-5.5m)岸壁供用開始以降、岩泉町の採石業者により関東方面への舗装骨材として砕石の移出が開始されてきたところであるが、その後、事業環境の変化等に伴う企業の解散(H20)、東日本大震災(H23)及び台風10号(H28)の度重なる災害により取扱貨物量は低調に推移してきたところである。

平成26年に防波堤の整備の完了に伴い、港内静穏度が向上したことで災害復旧用資材の取扱貨物量は増加し、三陸沿岸の災害復旧事業にも一定の役割を果たしてきた状況である。

これまでの利用状況も踏まえ、貨物の取り扱い実績においては当初計画貨物量に及ばないが、震災後の情勢変化等もあり、現在においては新たな新規取扱貨物需要(スラグ砂、珪石等)も発現してきており、今後も地域経済の活性化や物流ネットワークとして地域に果たす役割が十分に期待される状況である。

なお、事業着手前後の貨物需要変化については、岩泉町からの移出を主要貨物として想定していたところであるが、近年の社会情勢変化に伴い、他地域からの移入貨物需要も大きくなってきている状況である。

小本港における取扱貨物



費用便益比分析

費用便益分析手法：港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル 平成29年3月 (単位：百万円)

区 分		事業着手時 (基準年：S59年)	前回評価時 (基準年：H20年)	事後評価時 (基準年：R1年)
費用項目	建設費 (現在価値化後)	2,201	5,932	10,180 ^{※1}
	維持管理費 (現在価値化後)	188	295	697
	総費用 (C)	2,389	6,227	10,887
便益項目	取扱貨物の輸送コスト削減便益	4,605	7,880	12,135 ^{※2}
	残存価値		116	
	総便益 (B)	4,605	7,996	12,135
費用便益比 (B/C)		1.9	1.3	1.1

※1 前回評価時と事後評価時の総費用 (現在価値化) は、社会的割引率 (4%) 11年経過したための開差である。

※2 平成26年度以降、防波堤整備が完了したことにより港内静穏度が向上し、取扱貨物は増加傾向にあったところであるが、自然災害等の影響もあり実績値としては変動が大きい状況である。現在、復興事業に関連する取扱貨物量の増加もあるが、今般、新たな新規取扱貨物需要 (スラグ、砂、珪石) としての利用計画があることから中期的な貨物取扱計画を考慮して便益を算出する。

事業の効果等	<p>※費用便益が増減した理由</p> <p>平成20年度再評価時点より、自然災害に伴う事業費（C）の増加及び、貨物取り扱い実績と今年度から新たに取り扱いが始まる新規取扱貨物（骨材スラグ砂、珪石、原木等）を計画取扱貨物量として整理したため便益が増加したものの。</p>																				
利用者等の意見	<p>①岩泉町の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小本港は東日本大震災関連の復旧復興工事骨材等の地域拠点港として、ここ数年の間、最大限の役割を担ってきた。 ・復興資材の移出入拠点として、地域における公共工事の円滑な推進や災害復旧事業がスムーズに進捗し、岩泉町の地域復興に寄与している。 <p>②利用者の意見</p> <p>平成29年12月～平成30年1月の期間で木材関連企業・石材関連企業・建設業等、小本港の利用可能性も考慮しながら、7社にヒアリングを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂、砕石関係や建設業における貨物取扱については、大型ダンプの確保や運転手の確保が必要であり、輸送コストの比較も踏まえ、経済性から小本港を利用している。 ・林業においては、近隣のバイオマス事業の需要が十分にあることから小本港から積み出すことを検討している。 ・珪石関連企業(珪石:建築用パネル材料)においては、定期貨物として小本港の利用をしていきたいという意見がある。 ・砕石関係は、福島県や関東方面にまだまだ需要があり、スポット的に小本港の利用を検討したいという意見がある。 <p>令和元年6月に、小本港の港湾利用企業から今後の継続的な利用も踏まえた要望書が提出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、地域の企業による路盤材用骨材やスラグの大量な取り扱いが予定されており、更に岩泉町において良質で大量の珪石の埋蔵量が確認されたことにより、令和2年に5万トン、令和3年以降は7万トンを小本港で取り扱う計画を進めている。 ・そのため、小本港に対する要望として、背後地の作業ヤードや保管スペースの確保、その他、照明施設等の整備という声をいただいております、今後の利活用を見極めながら検討を進めていく必要がある。 <table border="1" data-bbox="869 969 1401 1122"> <caption>A社における小本港貨物利用計画（設定値） (t)</caption> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>R1年</th> <th>R2年</th> <th>R3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>骨材・スラグ関係</td> <td>100,000</td> <td>150,000</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>珪石関係</td> <td></td> <td>50,000</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>その他(原木等)</td> <td></td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>既存取扱貨物</td> <td>40,000</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	品名	R1年	R2年	R3年	骨材・スラグ関係	100,000	150,000	150,000	珪石関係		50,000	70,000	その他(原木等)		10,000	10,000	既存取扱貨物	40,000	10,000	10,000
品名	R1年	R2年	R3年																		
骨材・スラグ関係	100,000	150,000	150,000																		
珪石関係		50,000	70,000																		
その他(原木等)		10,000	10,000																		
既存取扱貨物	40,000	10,000	10,000																		
社会経済情勢等の変化	<p>(1) 事業着手時と事後評価時の社会経済情勢の変化</p> <p>平成23年の東日本大震災等の大きな災害により、地域情勢も大きく変化し、地域経済や港湾の利活用にも与える影響は大きい。一方で、三陸道路の完成による交通ネットワーク等が充実しており、物流の効率化や沿岸地域への新規産業の進出など、新たな企業活動の活性化、貨物需要の発生等も期待される。</p> <p>小本港においては、復興資材の輸送や保管など、地域復興へも一定の寄与をしてきたところである。平成26年度の防波堤完成により港内静穏度も向上しており、より安全で安心な物流の効率化が期待される。</p> <p>今般、新たな新規取扱貨物（珪石、スラグ砂等）の取り扱いが始まる計画にあるため、今後、ますますの地域経済への寄与が期待される。</p> <p>○ 関連する開発プロジェクト等の状況</p> <p>三陸縦貫自動車道の開通</p> <p>国土交通省が進める三陸縦貫自動車道が復興道路として整備が進んでおり、内陸や沿岸市町村との交通ネットワークが向上し岩泉町の観光の活性化と小本港の物流の増加につながる可能性が大きい。</p> <p>国土強靱化年次計画2019</p> <p>19年度の主要施策は堤防やダム、排水施設の整備・機能強化といった事前防災対策、需要施設や避難地、避難路の保全のための土砂災害対策、住宅、学校、道路橋梁などの耐震化であり、今後もセメント、骨材需要が高まる。</p> <p>(2) 自然環境等の状況及び環境配慮事項</p> <p>(動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県自然環境保全指針による保全区分「A」 ・自然景観との調和、希少野生動物の確認 <p>(事業実施において環境に配慮した事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本地区が国立公園第2種特別地域であることから、公園内でも代表的な景勝地である「熊の鼻」に近接する防波堤(2)の上部工について人工擬岩工法を用いることにより周辺景観との調和を図った。 ・希少野生動物への配慮として、騒音振動を伴う工事の実施期間に配慮する等の対策を行った。 <p>(事業完了後の環境の変化)</p> <p>生態環境の変化は生じていない。</p>																				

(事業名)					評価の概要					
事業の概要					事業効果等の検証等			改善措置の必要性	事業計画・調査のあり方の見直し	評価手法の見直し
着手年度	完了年度	当初事業費(百万円)	完成時事業費(百万円)	再評価年度	事業の効果等	利用者等の意見	社会経済情勢等の変化			
S59	H26	8,103	14,260	H20	概ね発現している	肯定的な意見が多い	重大な変化なし	なし	なし	なし

(1) 当該地区についての総括的なコメント及び改善措置の必要性

①総括的なコメント

本事業は、小本港(岩泉町)に港湾整備をすることで、背後圏の良質な鉱産・林産資源の物流機能を確保し、地域の物流拠点として地域産業の活性化に寄与するものである。

防波堤の整備により、港内静穏度も向上し、安全で安心な物流機能が確保されたことで、新たな取り扱い貨物が見込まれるなど、今後の進展が期待されるところであり、概ね事業の効果は発現している。

また、港湾利用者からは、今後、小本港を利用しての取り扱い貨物量が増大する見込みであり、今後も地域経済の進展に寄与する可能性は大きい。

今後は、地域の特性を生かした物流の活性化に取り組んでいくとともに、地域産業の発展のため港湾の利活用を進めていく。

②改善措置の必要性

利用者からは、背後地の作業ヤードや保管スペースの確保、照明施設等の整備の要望が出されており、今後の利活用状況を見極めながら対応を進めていく。

(2) 今後の同種の事業計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

①今後の同種の事業計画・調査のあり方

本事業は、地域の情勢変化や社会環境変化、利用者ニーズ等を踏まえながら、港湾施設を整備する事業である。港湾整備は気象海象条件等の影響も踏まえ、多くの時間と費用を要するが、本県における厳しい財政状況も考慮し、必要性や緊急性等を総合的に判断し、早期の投資効果が発現するように事業を進める必要がある。

②事業評価手法の見直し必要性

事業評価手法については、見直しの必要はない。
(分析マニュアルに準じる)

今
後
の
課
題
等

大規模公共事業 事後評価調書 (付表)

事業名	港湾改修事業	補助・単独	担当部課名	県土整備部 港湾課
路線名等	おもところ 小本港	地区名	おもとはまちく 小本浜地区	市町村 岩泉町

事業概要図



整備前 1977(S52)年11月3日撮影



整備中 2012(H24)年12月3日撮影

出典: 国土地理院「地図・空中写真閲覧サービス」



岸壁(-5.5m)からの砂の搬入状況



岸壁(-5.5m)からの採石の搬出状況

(撮影日: 令和元年5月)

大規模公共事業 事後評価調書 (付表)

事業名	港湾改修事業	補助・単独	担当部課名	県土整備部 港湾課
路線名等	おもところ 小本港	地区名	おもとはまちく 小本浜地区	市町村 岩泉町

事業概要図



岩泉町の熊の鼻展望台より望む「熊の鼻」の景観



防波堤(2)のテクスチャー※は自然景観に配慮し、擬岩工法を用いた。

※テクスチャー (texture) とは、材料の表面の視覚的な色や明るさの均質さ、触覚的な比力の強弱を感じる凹凸といった部分的変を、全体的にとらえた特徴、材質感覚、効果を指す。



小本港の現状【港内静穏度と貨物荷役状況】 2019(令和元年)5月23日撮影

審議結果報告（様式案）

岩手県政策評価委員会
委員長 加藤 徹 様

岩手県大規模事業評価専門委員会
専門委員長 加藤 徹

大規模事業評価に係る答申について

令和元年6月6日付けで諮問の通知のありました大規模施設整備事業の事前評価及び大規模公共事業の再評価について、令和元年●月●日開催の令和元年度第●回大規模事業評価専門委員会において、すべての調査審議を終了し、次のとおり決定しましたので報告します。

記

1 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業（事前評価）

【審議結果】

「事業実施」とした県の評価は（妥当・妥当でない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

2 一級河川馬淵川広域河川改修事業（再評価）

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当でない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

例示

- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。
- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。ただし、次の意見を付す。

(1) すること。

(2) すること。

など

答申書（様式案）

岩手県知事

達 増 拓 也 様

岩手県政策評価委員会

委員長 加藤 徹

大規模事業評価について（答申）

令和元年6月6日付け政推第24号で諮問のあった大規模施設整備事業の事前評価及び大規模公共事業の再評価について、次のとおり答申します。

記

1 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業（事前評価）

【審議結果】

「事業実施」とした県の評価は（妥当・妥当でない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

2 一級河川馬淵川広域河川改修事業（再評価）

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当でない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

例示

- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。
 - ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。ただし、次の意見を付す。
 - (1) すること。
 - (2) すること。
- など